

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階6－6、6－7会議室

○議事日程

令和3年4月7日（水曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (8) 報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

○出席委員（18名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 臼田 正嗣 君	3 番 山田 彰 君
4 番 井上 正隆 君	5 番 野田 卓志 君	6 番 伊藤 均 君
7 番 吉田 和子 君	8 番 玉田 和久 君	9 番 山田 タツエ 君
10 番 八代 治郎 君	11 番 足立 昌人 君	12 番 青山 雅紀 君
13 番 永田 千春 君	14 番 西田 耕三 君	15 番 西部 徹 君
16 番 長尾 始 君	17 番 野村 茂 君	18 番 日置 香 君

○欠席委員（1名）

19 番 田下 喜代 君

○委員以外の出席者

産業経済部長	武藤 好人 君	農業委員会事務局長	山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君	農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君
農業委員会事務局係長	小森 康司 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君
武儀事務所主任主査	河合 真樹 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）今日出席の方全員お揃いですので、これから農業委員会を始めさせていただきます。それでは、野村会長よりご挨拶をお願い致します。

○議長（野村茂君）おはようございます。総会を開催いたしますところ、大変ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。4月、新しい行政の上では新年度ということで、新しい年度の始まりであります。先般の合同会議の中でご挨拶がありましたけど、人事異動がありまして、課長の長屋さんはお代わりになられまして、新しく山岡課長さんにおいでいただきました。今年度は、部長さんを始め、山岡課長さん、農政事務局の皆さん、そして地域事務所の皆様方には大変お世話になりますが、よろしくお願いを致します。それで、作物にはいろいろ品種改良をして、付加価値を付けてなるべく高い値で売れて農家の収益を図る。そういったことが全ては目的ではないですが、そういう品種改良が行われています。しかし、そういった付加価値を付けて良いものができて、国内で栽培又は販売ができればいいですけど、韓国とかそういったところで栽培をされて、収穫されたものが非常に安い値で売られているということで、それを海外へ流出することを阻止するためにこの4月から種苗法の改正が行われました。これにつきましては、私も十分把握していませんが、ある程度皆さんに影響することがあるのではないかなということです。今までですと、実を採ってまた苗を育てて、それを繰り返し繰り返しやってこられたものが、中には全ての農作物ではないそうですが、制約を受けると報じられておりました。何かの機会に皆さん方に、この種苗法について勉強していただくことができればなと思っておりますので、何かの機会の時にそういったことを行政の方からお聞かせをいただければ有難いなと思っておりますので、よろしくお願い致します。そして4月に入りまして早いもので、今月の下旬からは田植えが始まります。私は30日に植えますけども、皆さんも報道でちらっと見ると思いますが、農作業するときの農機具の事故は非常に多く、くれぐれも皆さま方ご注意くださいことをお願い致します。本日の議案につきましてご審議を賜りますようよろしくお願いを致します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）ありがとうございました。続きまして、産業経済部長武藤がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（武藤好人君）皆さんおはようございます。前回の合同会議の時にワクチン接種の話をさせていただいたんですが、全体としてはあの話は合ってますけど、後に岐阜県の方から追加の発表というか指示がありまして、今現在どうなっているかと言いますと、4月12日の週にワクチンが来ますので、65歳以上の高齢者を対象に接種を始めますという風に申し上げたと思うんですけど、岐阜県の方針で、高齢者の入居者施設に入居されている高齢者あるいはスタッフの方、この方を優先的に接種するということが岐阜県の方針で決まりましたので、各所に指示が来ましたので、そのように市の方は対応していく。今、入居されている高齢者とスタッフを合わせると約3,000人と聞いております。なので、入居されている高齢者のワクチンの接種が5月中旬くらいまでかかるという見込みです。実は、4月中にワクチンが2箱、1,000人分なんですけど、今確実に来るのは1,000人分ですので、あとの2,000人分というのは国が発表しているように来れば、予定通りにいけば5月中旬くらいまでにその方たちが終わりますので、それが終わったら高齢者の一般の方たちの接種が始まっていくということでございます。私自身も担当ではないので、先週くらいの話ですので、また変わっている可能性もゼロではないですけども、今はこんな状況だということだけお伝えさせていただいて、参考にだけしていただければと思います。それと、今年度、農林課の新しい事業として、田んぼダムに取り組みたいと考えております。田んぼダムはご存じの方も多いと思いますが、田んぼダムそのものは貯水機能がございまして、特に排水のところなんです。ゲリラ豪雨とか一気に雨が降った時に普通であれば川へそのまま流れて行ってしまいがちですが、排水のところを重視する。いくらか高めにしておいて、降った雨が川へ流れるのではなくて、一旦そこで止めるという貯水機能なんですけど、これで10センチ貯めることで一反あたり1,000㎡ですので、100㎡の水を貯めることができます。今いろんなところで洪水が発生しているところで、それぞれのところで協力しながら洪水の被害の発生を防ぐというのは国の方も方針をたてておりまして、関市の方でも田んぼダムのような取り組みができないのかなと思ひまして、農林課の方でいろいろ課題もございまして、その課題を整理して関係するところの地域や所有者の方、耕作されている方などにご理解を頂かないとそういったことはできませんので、今年度中の早い段階で

地域に相談させていただく機会を持ちたいなど。もちろん、その前にこちらの皆さんにもこういうものだという事をご報告させていただきながら進めさせていただきたいなと思っておりますので、その時はいろいろな形でご助言いただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）続きまして、事務局長の山岡がご挨拶申し上げます。

○事務局長（山岡透君）失礼します。今年度より関市農業委員会の事務局長を務めさせていただくことになりました私、山岡透と申します。昨年度は、長屋事務局長の代理で、総会に出席させていただいたことがございますが、この事務局長という立場になりまして大変責任を感じております。野村会長をはじめ委員の皆さま方にご指導をいただきながら、関市の農業振興の発展と農地利用の最適化の推進に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。この後会議がございまして、時間いっぱいまで居れるか分かりませんが、途中で退席する場合はご了承いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。19番田下委員の1名が欠席でございます。よろしくお願い致します。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。1番安田委員、2番臼田委員のお2人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。申請地は、島集会所の西210mほどに位置する農振農用地区域外の畑、448㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、空き家バンク登録された住宅を買うこととなり、付随された農地は、近所の農業経験者に指導してもらいながら耕作をしたいというもの。譲渡人は、空き家と一括して売却したいというものです。この農地につきましては、先月報告させていただいた空き家付随農地であり下限面積0.1aが適用されます。

2番の案件 位置図は2ページになります。申請地は、飛瀬集会所の西北西290mほどに位置する農振農用地区域内の畑、1,131㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営を拡大するというもの。譲渡人は、高齢のため耕作できないということで譲り渡すというものです。

3番の案件 位置図は3ページになります。申請地は、白谷集会所の西100mほどに位置する農振農用地区域内の畑、370㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地の隣地に畑があり、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るというもの。譲渡人は、宅地等を売り払ったため、畑の管理ができなくなったため、譲り渡すというものです。

4番の案件 議案は2ページ、位置図は4ページになります。申請地は、関市武芸川事務所の西340mほどに位置する農振農用地区域内の田、1,052㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営拡大のため申請地を譲り受けるというもの。譲渡人は、高齢により農地の維持管理ができないため譲り渡すというものです。

5番の案件 位置図は5ページになります。申請地は、関市武芸川事務所の南東660mほどに位置する農振農用地区域内の畑2筆の320㎡、田868㎡、合計3筆1,188㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業規模拡大のため申請地を譲り受けるというもの。譲渡人は、遠方に住んでおり、農地の管理ができないため譲り渡すというものです。

すべての案件について、3月15日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの5件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）皆様からご発言をいただく前に、第1号議案の譲受人の方の営農状況につきまして、何か問題があればご発言をいただきたいと思います。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）私の担当するところの3件につきましても問題はございません。

○議長（野村茂君）それでは、事務局の説明が終わりましたので、議案第1号について補足説明の

ある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手なし)

○議長（野村茂君）続きまして、議案第1号にて質疑のある方、挙手願います。

(挙手なし)

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、議案第1号について採決致します。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（野村茂君）はい、ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第1号の5件を許可することとします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は3ページからになります。

1番の案件 位置図は6ページになります。申請地は、下迫間公民館の北720mほどに位置する田、1,015㎡。農地の区分は、農業振興地域内の農地のため、農振農用地です。転用の目的は、農地の嵩上げ一時転用です。一時転用期間は4ヶ月です。申請人は、農地の嵩上げをして、稲作より管理しやすい畑として利用したいというものです。隣地承諾書が添付されています。

3月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

2番の案件 位置図は7ページになります。申請地は、巾公民センターの北東250mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地、639㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、農業用倉庫です。申請人は、自宅に隣接している申請地に農機具を保管できる農業用倉庫を建築したいというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、平成3年から既に宅地として利用されており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は8ページになります。申請地は、東志摩公民センターの南50mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地の2筆、66㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。申請人は、申請地が自宅の隣接地であり、住宅敷地の一部として利用したいというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、昭和50年に宅地として利用されており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 議案は4ページ、位置図は9ページになります。申請地は、道の駅平成の北740mほどに位置する田、864㎡の内798.67㎡。農地の区分は、農業振興地域内の農地のため農振農用地です。転用の目的は、農地の嵩上げ一時転用です。一時転用期間は2年間です。申請人は、申請地は、大雨が降ると水につかり田としての耕作ができない農地であるため、畑として利用したいというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、農振農用地であるため原則不許可であります。一時転用であるため農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

5番の案件 位置図は10ページになります。申請地は、飛瀬集会所の北西290mほどに位置する登記地目畑、現況地目山林の3筆、合計1,042㎡。農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、植林です。申請人は、申請地は山際にあり生産性も低い農地であるため、植林をして利用したいというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、昭和25年に植林されており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが

出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、5件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、採決します。議案第2号について原案のとおり岐阜県知事に進達することに意義のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございました。全員の挙手をいただきましたので議案第2号の5件を原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は、5ページからになります。ここで、議案の修正をお願いします。1番の案件の2筆目、3筆目の字ですが、川原田を田中に修正を。4番の案件の面積ですが、193㎡を190㎡、5番の案件の面積を236㎡から240㎡に修正をお願いします。最後、16番の案件の登記地目田を畑に修正をお願いします。

1番の案件 位置図は11ページになります。申請地は、島集会所の西210mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地、33㎡、登記地目畑、現況地目宅地2筆、308㎡。合計3筆、341㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅の庭及び進入路です。譲受人は、賃貸住宅に住んでいるが、一戸建ての住宅を探していたところ申請地に隣接する土地・建物を買い受けることとなり、その庭及び進入路として利用したいというもの。譲渡人は、建物と同時に相続したが、体調を崩したため大きな屋敷を管理ができないため売却するというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、昭和54年に宅地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は12ページになります。申請地は、島集会所の西210mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地、13㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、自宅への進入路です。譲受人は、土地の境界測量をした結果、自宅への通路として共用していることが判明したため、境界をはっきりさせる目的で贈与を受けることとなった。譲渡人は、境界を確定させ贈与するというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、既に宅地であり、上申書が添付されています。申請地は、第1種農地であるため原則不許可ではございますが、既存施設の2分の1以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準をみたと考えます。

3番の案件 位置図は13ページになります。申請地は、島集会所の西160mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地、2.29㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、土地の境界測量をした結果、申請地は譲受人が排水路として利用していることが判明したため、境界の現状と所有権を一致させるというものです。譲渡人は、境界を確定させ贈与するというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、平成8年、一般個人住宅前から宅地であり、始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるため原則不許可ではございますが、既存施設の2分の1以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準をみたと考えます。

4番の案件 議案は6ページ、位置図は14ページになります。申請地は、富岡小学校の北260mほどに位置する登記地目畑、現況地目原野、430㎡の内190㎡。農地の区分は、用途地域

にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、申請地を取得し自己住宅を建築するというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、原野となっております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。事変1番と同時許可案件です。

5番の案件 位置図は15ページになります。申請地は、富岡小学校の北240mほどに位置する登記地目畑、現況地目原野、430㎡の内240㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、申請地を取得し、自己住宅を建築するというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、原野となっております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。事変2番と同時許可案件です。

6番の案件 位置図は16ページになります。申請地は、富岡小学校の西390mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地、換地後の面積は241㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在、借り住まいであり申請地を譲り受け、自己住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

3月15日現地確認をしたところ、雑種地となっています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 議案は7ページ、位置図は17ページになります。申請地は、富岡小学校の西390mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地、換地後の面積244㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在、借り住まいであり申請地を譲り受け、自己住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

3月15日現地確認をしたところ、雑種地となっています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は18ページになります。申請地は、巾公民センターの西530mほどに位置する畑、692㎡。登記地目田、現況地目畑、307㎡。合計2筆999㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、再生処理業駐車場です。賃借人は、近接地で再生処理業を営んでおり、事業を拡大することから既存の駐車場では足りないため、駐車場を増やしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。

3月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は19ページになります。申請地は、巾公民センターの西520mほどに位置する畑、950㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、再生処理業倉庫です。賃借人は、近接地で再生処理業を営んでおり、事業を拡大することから新たに倉庫が必要となり建築したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。

3月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 議案は8ページ、位置図は20ページになります。申請地は、東本郷公民センターの南30mほどに位置する田、1,815㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を営んでおり、住宅分譲地として利用したいというもの。譲渡人は、仕事が多忙であり、農業耕作が困難であることから譲り渡すというものです。隣地承諾書が添付されています。

3月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

11番の案件 位置図は21ページになります。申請地は、中濃保育園の北西170mほどに位置する畑2筆、263㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転

用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、賃貸住宅に住んでいるが、申請地に自己住宅を建築するため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

3月15日現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は22ページになります。申請地は、関市役所の南西230mほどに位置する田、330㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を営んでおり、住宅分譲地として利用したいというものです。譲渡人は、仕事が多忙であり、農業耕作が困難であることから譲り渡すというものです。

3月15日に現地確認をしたところ田で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 議案は9ページと10ページ、位置図は23ページになります。申請地は、下倉知公民館の西280mほどに位置する田6筆、4,036㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、砂利採取の一時転用です。一時転用期間は1年6ヶ月です。賃借人は、申請地には良質な砂利が埋蔵されていると考えられるため、採取し、製品化・販売をしたいというものです。賃貸人は、賃借人の要望に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。

3月15日に現地確認をしたところ、一部雑種地となっています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は24ページになります。申請地は、国道248号線倉知東交差点の南250mほどに位置する田、30㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、看板です。譲受人は、近接地で包装紙の製造販売業を営んでおり申請地は交差点の目立つ位置にあるため、看板を設置したいというものです。譲渡人は、高齢で農地の維持管理が難しいため、譲受人の要望に応えるというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は25ページになります。申請地は、下有知保育園の南東280mほどに位置する田、330㎡。農地の区分は、水道管・下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在、借家住まいの子と住むための土地を購入し、一般個人住宅を建築するというものです。譲渡人は、高齢のため耕作困難であり、譲受人の申し出に応じるというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

16番の案件 議案は11ページ、位置図は26ページになります。申請地は、十三塚公民センターの東100mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地、158㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、現在の賃貸住宅が手狭であるため、自己用住宅を建築したいというものです。使用貸人は、周辺が宅地化され、農地の維持管理が困難になってきたため、使用借人の申し出に応えるというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、平成23年から雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は27ページになります。申請地は、新田公民センターの西南西240mほどに位置する畑、153㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を営んでおり利便性のいい場所であるため、宅地分譲したというものです。譲渡人は、農業経営が難しいため、譲受人の申し出に応諾したというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認はしています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

18番の案件 位置図は28ページになります。申請地は、西部保育園の南170mほどに位置する畑、243㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は子であり、現

在、借家住まいであるが家族が増え手狭になってきたため、申請地を借り受け自己住宅を建築するというものです。使用貸人は、使用借人である子の要望に応えるというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認はしています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。事変3番と同時許可案件です。

19番の案件 議案は12ページ、位置図は29ページになります。申請地は、赤土坂公民センターの南90mほどに位置する畑3筆、1,158㎡農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、申請地が宅地分譲敷地として十分な需要があると考え、譲り受けたというもの。譲渡人は、会社の事業方針の変更により事業が中止となったため、譲り渡すというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認はしています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。事変4番と同時許可案件です。

20番の案件 位置図は30ページになります。申請地は、下之保地区処理施設の北東830mほどに位置する畑、569㎡農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。使用借人は、自宅の消費電力を発電によってまかない余剰電力を売電するため、太陽光発電施設を設置するというものです。使用貸人は、高齢でのうちが管理できないため、子に貸すというものです。

3月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認はしています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの14件、使用貸借権設定に関するもの3件、賃貸借件設定に関するもの3件、合計20件につきましてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について、補足説明のある委員さん挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑があれば挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）質疑が無いようですので、採決します。議案第3号について原案のとおり岐阜県知事に進達することに意義のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第3号の20件を原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は、13ページからになります。

1番の案件 位置図は31ページになります。申請地は、富岡小学校の北260mほどに位置する登記地目畑、現況地目原野、430㎡の内190㎡。変更内容は、事業計画者の変更です。転用事業計画変更者は、平成25年10月28日に一般個人住宅として、事業計画変更の承認をとったが、資金繰りに支障が生じ計画がとん挫していたところ、承継者が一般個人住宅として利用したいとの申し出があり、譲り渡すというものです。5条4番と同時許可案件です。

2番の案件 位置図は32ページになります。申請地は、富岡小学校の北240mほどに位置する登記地目畑、現況地目原野、430㎡の内240㎡。変更内容は、事業計画者の変更です。転用事業計画変更者は、平成25年10月28日に一般個人住宅として、事業計画変更の承認をとったが、資金繰りに支障が生じ計画がとん挫していたところ、承継者が一般個人住宅として利用したいとの申し出があり、譲り渡すというものです。5条5番と同時許可案件です。

3番の案件 議案は14ページ、位置図は33ページになります。申請地は、西部保育園の南1

70mほどに位置する畑、243㎡。変更内容は、事業計画者の変更です。当初事業計画者は、平成11年5月28日に一般住宅として許可をとったが、資金的な問題により、計画がとん挫した。承継者は、当初事業計画者の子で住宅建築を検討しており、親の事も心配であることから、実家の隣接地に自己住宅を建築したいというものです。5条18番と同時許可案件です。

4番の案件 位置図は34ページになります。申請地は、赤土坂公民センターの南90mほどに位置する登記地目畑3筆、1,158㎡。変更内容は、事業計画者の変更です。当初事業計画者は、令和2年7月6日に宅地分譲として、5条許可をとったが、経済的事情により会社の事業方針がかわり計画がとん挫したため、承継者が申請地を譲り受け、宅地分譲地として事業を引き継ぎたいというものです。5条19番と同時許可案件です。

5番の案件 議案は15ページ、位置図は35ページになります。申請地は、関市武芸川事務所の北400mほどに位置する登記地目田、現況地目山林、1,657㎡の内1,345.16㎡。変更内容は、事業計画の規模縮小です。当初事業計画者は、令和元年5月31日に植林として、5条許可をとったが、一部を工場として利用することになり残地部分のみ植林をするため、植林面積を少なくするというものです。

以上、5件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。はい、安田委員さん。

○1番（安田美雄君）面積ですが、1番2番、123㎡と236㎡になるんじゃないかと思いますけど。

○事務局課長補佐（小石隆之君）すみません、先ほどの5条の方が間違いでして、こちらが正しいので、5条の方を190㎡と240㎡に修正をお願いします。

○議長（野村茂君）他に補足説明のある委員さんいましたらお願いいたします。ございませんようですので、これより質疑を行います。議案第4号について、質疑のある方は挙手にて発言をお願いいたします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、採決します。議案第4号について原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第4号の5件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は16ページになります。賃貸借権設定に関するものについて、新規が2筆、1,725㎡、使用貸借権設定に関するものについて、新規が2筆、1,691㎡です。地区は、植野、倉知の2地区です。権利の設定を受ける者は、PLUS株式会社他でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第5号について質疑を行います。質疑のある方は挙手にて発言をお願いいたします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）質疑は無いようですので、採決します。議案第5号について原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第5号の農用地利用集積計画については、原案のとおり承認することとします。

続きまして、議案第6号 農地の買受適格者証明に対する意見についてを議題とします。事務局

の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第6号 農地の買受適格者証明に対する意見について。民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので意見を求めます。

1番の案件 議案は17ページ、位置図は36ページになります。申請地は、長良川鉄道、関市役所前駅の南西330mほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑2筆、387.7㎡。申請の目的は、宅地分譲です。申請人は、競売物件である土地を買い受け、宅地分譲で販売する目的で令和3年5月6日から5月13日までの間で行われる競売に参加したいため、農地法5条第1項の適格証明書の交付を求めるものです。

4月12日に現地確認をしたところ、畑であることを確認しています。申請地は、用途地域であり、宅地分譲ができる地域で資金面等でも問題がないため、買受適格者に該当する者と判断します。

以上、買受適格者証明に対する意見につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第6号について、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、議案第6号について、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、採決します。議案第6号について原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、議案第6号を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、報告1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）報告1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について。報告第1号ついてを報告させていただきます。

議案は18ページになります。昨年9月頃に、農業委員、最適化推進委員に山林化されている農地などの現況確認を実施いただきました。その結果を受け、事務局が再度、現場確認をしました。農地ではなく、山林化された土地については、農地台帳から削除するというものです。別紙の資料としまして、非農地判断をした農地の位置図が添付してあります。議案の現況地目につきましては、畑や田となっていますが、この地目は税務課のデータを引用しており、現況は山林化されていることを確認しています。事務処理としましては、3月9日、農業委員会事務局内で決裁、3月11日に岐阜県、法務局、市役所税務課、所有者へ、非農地判断をしたという通知を出しています。この通知書をもって届け出るにより、法務局で農地から山林に地目変更ができます。地区は、迫間、西田原、戸田、上之保の4地区です。順次まとめ次第、総会で報告させていただきます。

○議長（野村茂君）新しくなられた委員さんもういらっしゃるの、この件につきましては初めての方いらっしゃると思いますが、何かご質問があればお聞きいたします。はい、日置さん。

○18番（日置香君）地図と現地を合わせればすぐに分かると思うんですけど、非常に写真がわかりやすいのですが、この写真は何を。

○事務局課長補佐（小石隆之君）GISという衛星写真がありまして、絶対ピシャッと合っているかということ、山の中だと微妙なところもあるんです。

○議長（野村茂君）はい、他にございませんか。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）それでは、ございませんようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告とおりです。

○議長（野村茂君）以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

午前10時55分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

印

1 番

印

2 番

印

